

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月

私が結婚するまでは、親が私の分の国民年金保険料を納付しており、結婚後は自分で毎月納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間前後の国民年金の加入期間について、国民年金保険料を納付している。

また、申立人の被保険者名簿を見ると、申立人は結婚後も強制適用被保険者であるにもかかわらず、転出により昭和 52 年 2 月 21 日に資格喪失と記録されている上、納付記録は同年 2 月分まで納付済と記録されているなど、行政において、申立期間の納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年11月1日、資格喪失日に係る記録を50年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を48年11月から49年4月までを6万4,000円、同年5月を6万8,000円、同年6月及び同年7月を7万2,000円、同年8月から50年3月までを7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から50年4月1日まで

私は、B事業所（厚生年金保険適用事業所名は、A事業所）の招請に応じ、それまで勤務していたC事業所を退職し、昭和48年11月1日から50年3月31日まで同事業所のD職として勤務したが、年金事務所の記録には厚生年金保険被保険者記録が無かった。

私は、正規職員として採用されたものであり、給与から保険料を控除されていたと考えるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所及びA事業所が申立人に交付した辞令及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和48年10月31日にC事業所を退職し、同年11月1日にA事業所に採用され、同日D職を命じられ、50年3月31日に同事業所を退職し、同時にD職を辞任していることが確認できる。

また、申立人は、正規職員としてA事業所に採用されている上、申立人が自らと同じ身分のD職であったと申述する5人を含め同僚として名前を挙げた8人は、全員同事業所における厚生年金保険被保険者記録があり、申立人

の申述により、申立期間当時の同事業所の職員数は8人から9人であったとみられることから、同事業所は職員のほぼ全員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間において申立事業所で経理を担当していた同僚は、正規職員として採用された職員であれば、給与から厚生年金保険料を控除されないケースは想定されないと回答し、また、申立期間に申立人と同じD職であった同僚は、申立人は自分と同じ職種だったから保険料は当然控除されていたと思うと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E連合会における申立人の記録から、昭和48年11月から49年4月までは6万4,000円、同年5月は6万8,000円、同年6月及び同年7月は7万2,000円、同年8月から50年3月までは7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年10月1日、資格喪失日を43年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年4月1日まで

申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているところ、申立人を知る同僚は「申立人は昭和42年の秋口に入社し、43年の春先に退社した。」と証言しており、当該期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚は、「当時20人程度いた従業員は全員厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言しているところ、当時の同僚として挙げた16人のうち13人に厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する上、A社で事務担当として勤務していた別の同僚が挙げた19人のうち18人に厚生年金保険被保険者資格を確認できることから、申立期間当時、同事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、申立期間にA社に勤務していた同僚に対する文書照会に回答した11人のうち、入社時期を記憶していないなどの4人を除く7人は、同社での勤務期間の全てについて厚生年金保険の記録があったと回答している。

加えて、申立人は、A社に係る昭和43年1月分の給料明細書を所持して

いるところ、同明細書により、給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社発行の給料明細書に記載されている厚生年金保険料額から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、また、同社の役員は全員死亡又は所在不明であるため、確認することはできないが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 60 年 4 月まで

国民年金加入期間は、妻と一緒に保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料が妻は納付済みになっているのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の申立人に係るオンライン記録、特殊台帳及びA町の記録いずれにおいても、申立期間は未納で一致していることを踏まえると、行政側の記録管理に不備があったとは考え難い。

また、特殊台帳の昭和 59 年度欄の右側に、「納入催告」と記入されていることから、申立期間当時に国民年金保険料の未納があり納付勧奨が行われていたものと推認できる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 58 年 1 月まで
年金手帳に申立期間の記録があるので、国民年金保険料を納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出補助簿により平成 8 年 6 月 10 日に A 市に払い出されていることが確認できる上、A 市の申立人に係る国民年金被保険者記録には昭和 53 年 1 月 24 日の資格取得から平成 8 年 5 月 1 日の再取得までの間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の届出日は全て同年 8 月 6 日と記録されていることから、申立期間当時、国民年金は未加入であり、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成 8 年 9 月 2 日に追加記録されていることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 753 (事案 144 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 23 日まで
脱退手当金を受け取ったとされる昭和 39 年 3 月 31 日は妊娠中であり、Aで仕事をしていた。脱退手当金を請求した記憶は無く、退職後 9 か月後に受け取ったとの記録について納得できないので、厚生年金保険の記録を訂正するよう再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の一人が、「A社B支店において、脱退手当金に関する説明があった。」と証言していること、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の整理番号の前後 25 人のうち、厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 6 月の前後 2 年以内に同社を退職し、脱退手当金の受給資格がある厚生年金保険被保険者 9 人中 8 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 7 人が 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できないこと、申立期間直後に加入している共済組合員期間に係る退職一時金を受給していること、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、脱退手当金の支給日となっている昭和 39 年 3 月 31 日はAの職場で仕事をしており、厚生年金保険被保険者資格喪失後 9 か月も経過していることに納得できず、脱退手当金を受給していないとの主張を認めてほしいと再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるこ

とはできない。

今回再申立てを受け、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した女性の全てについて検証した結果、脱退手当金の受給資格のある38人のうち33人に支給記録があり、そのうち26人が資格喪失後6か月以内に支給されていることや、文書照会に回答があった21人のうち9人が「A社B支店において、脱退手当金に関する説明があった。」と回答していることから、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

また、支給記録がある上記33人のうち6人は、支給日が資格喪失後11か月以上経過していることから、申立人の支給日（資格喪失後9か月経過）が著しく不自然であるとは言い難い。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 1 日から 34 年 1 月 29 日まで
② 昭和 34 年 2 月 2 日から 38 年 1 月 21 日まで

年金事務所の記録では、脱退手当金を受け取ったように記録されているとのことであるが、当時、年金制度に関する知識も乏しく、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 4 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言、関連資料は無く、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 5 日から 41 年 2 月 16 日まで
年金事務所の記録によると、A社に勤務していた期間について、昭和 43 年 7 月 26 日に脱退手当金が支給されていることになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の後の勤務先であるB社を退職する時、同社のみ脱退手当金を受給し、A社の勤務期間については、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社及びB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は、同一の厚生年金保険手帳記号番号で管理されているとともに、両原票に脱退手当金が支給されていることを意味する同一の日付の「脱」の表示が記載されている。

また、脱退手当金の計算については、両事業所に係る被保険者期間が脱退手当金の計算の基礎となっており、支給金額に計算上の誤りは無く、A社に係る勤務期間も含めて、脱退手当金の支給手続きがなされたと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 22 日から 42 年 7 月 21 日まで
年金事務所の記録によると、A社に勤務していた期間について、昭和 42 年 11 月 10 日に脱退手当金が支給されていることになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金の請求については、B年金事務所が保管している申立期間に係る脱退手当金裁定請求書において、ゴム印による事業所名及び所在地の記載のほか、申立人の署名及び押印が確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金決定並びに支出伺に記載がある支給金額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 11 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 16 日から 46 年 9 月 1 日まで
年金記録によると、昭和 47 年 12 月に A 社 B 支店の期間について脱退手当金を受給したことになるが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C 年金事務所には、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が保存されており、同請求書の「請求者の住所」欄には申立人しか知り得ないと判断される住所が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。